

来年から紙で保存してはいけないってホント？

緊急開催！

## 改正電子帳簿保存法 対策セミナー

令和4年1月より「改正電子帳簿保存法」がスタートします。

「改正電子帳簿保存法」では、「電子取引の電子データ保存義務化」が要件となります。

PDFなどで受け取った請求書や領収書などは、紙での保存は禁止となり、電子のまま保存しなくてはなりません。しかも、これらの証憑がすぐ見つかるよう、規則性を持って保存しないといけません。

もっと早くお伝えしたかったところ、遅くなり大変申し訳ございません。

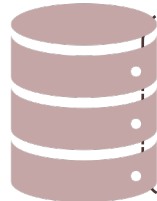
中小企業の現状に直結した対策をお伝え致しますので、ぜひご視聴ください。

### お話する内容

- 改正電子帳簿保存法の内容
- どのように対策すればよい？
- 会計ソフトごとのおすすめ対策
- etc…



PDFファイルはPDFで保存！  
すぐ探せるように！



最低7年間保管が義務付け  
られています！  
紛失厳禁！

● 日時：12月8日（水）14:00-15:00

● オンラインで開催いたします

zoomでの配信を予定しております。  
後日視聴できるようにも致しますが、ご質問がある方は  
できればリアルタイムでご視聴ください。

● 参加費：無料

● 講師：(株)イワサキ経営 管理課 佐野祐介

● お申し込み：

イワサキ経営ホームページ セミナーお申し込みより  
(以下QRコードからお申し込みいただけます)

電子帳簿保存  
法について、  
なんでも聞いて  
ください！



お申し込み：FAX 055-923-9240

もしくはホームページ→お問い合わせよりお申し込み下さい。当社社員へのご連絡でもOKです。

お名前		会社名	
TEL		E-mail	



経営と、人生と、地域の力になる。  
イワサキ経営グループ

株式会社イワサキ経営 / 税理士法人イワサキ

〒410-0022 静岡県沼津市大岡984-1

TEL 055-922-9228

<https://www.tax-iwasaki.com>

担当：福原

ホームページからのお申込みはこちらから→

